

PEFC ガイド

PEFC GD 1002:2019

PEFC 手順文書

第 5 版

発行日：2019 年 4 月 9 日

PEFC 加盟メンバーの受け入れ

PEFC 評議会

ICC Building C1, Route de Pré-Bois 20
1215 Geneva 15, Switzerland
電話：41-22-799-4540
ファックス：41-22-799-4550
W-mail: info@pefc.org
Web: www.pefc.org

(本文書は SGEC/PEFC ジャパンによって翻訳されたものです。ただし、PEFC プログラムに関わる一切の文書は英語文書をもって正式文書とするので、本日本語翻訳文書はあくまでも参考文献としての利用に限ります。また、SGEC/PEFC ジャパンの承諾無く、これを訂正、修正、転用することはお断りします。)

著作権に関する注意書

©PEFC 評議会 2019

この PEFC 評議会文書は PEFC 評議会の著作権の対象であり、PEFC 評議会のウェブサイトから、また、請求により無料で入手可能である。

この文書の著作権が及ぶ範囲のいかなる部分であっても、形や方法に関わりなく、これを PEFC 評議会の許可なく変更または修正、再作成、転写することは許可されない。

この文書は英語版をもって正式とする。この文書の翻訳は PEFC 評議会または PEFC 各国認証管理団体によって提供される。翻訳版の不明な点については英語版を基本とする。

文書の表題 : PEFC メンバーの受け入れ

文書名 : PEFC ST 1002:2019

承認 : PEFC 評議会理事会 2016 年 4 月 9 日

発行日 : 2019 年 8 月 20 日

発効日 : 2019 年 8 月 20 日

前書き

PEFC 評議会 (the Programme for the Endorsement of Forest Certification Schemes) は、森林認証および林産品のラベルシステムを通じて持続可能な森林管理を普及する国際組織である。PEFC の主張やラベルが貼付された商品は、原材料の出処が持続可能に管理された森林であることの信頼を提供する。

PEFC 評議会は、定期的な評価の下に PEFC 評議会の要求事項への適合を要求される各国の森林認証制度に対し承認を与える。

この文書により、PEFC 評議会内部ガイドライン GL13/2003「PEFC 評議会の新規加盟会員に関するチェックリスト」およびガイドライン GL4/2008「PEFC 加盟会員費の計算方法」は廃止され、これらは 2008 年 10 月 30 日に PEFC GD 1002:2008 とされたこの文書によって代替された。PEFC GD1002:2008 は、2010 年 2 月 4 日および 2015 年 10 月 7 日に修正され、さらに 2016 年 4 月に再度修正された上で、2016 年 4 月 27 日に PEFC 評議会理事会により PEFC GD1002:2016 として承認された。PEFC 理事会は、本ガイドラインに対する編集上の変更を承認し、2019 年 4 月 9 日よりこれを実行する旨を事務局に指令した。

序論

PEFC 評議会は、各国で設立運営される森林認証制度である PEFC 各国認証管理団体 (NGB) および国際的に運営されるステークホルダー*の組織を代表する会員によって組成される非営利団体である。

PEFC 評議会の会員制度および統治の構造は、PEFC 評議会の目標である国や地域レベルのステークホルダーによる独自の森林認証制度の設立、運営を支える。同時に、PEFC 評議会は国際的なステークホルダーが PEFC 評議会の運営や意思決定に参画する機会を提供する。

1. 適用範囲

この文書は、下記の二つのカテゴリーの下に PEFC 評議会の加盟者を受理するための要求事項と手順を解説する。

- a) PEFC 各国認証管理団体、または
- b) 国際ステークホルダー会員

この文書は、既存の PEFC 評議会メンバー資格を他の組織に変更、または委譲する場合にも適用される。

2. 基準的参考文書

下記の参考文書はこの文書を使用する上で不可欠である。日付の有無に関わらず、それら参考文書の最終版（最新版の修正を含む）が適用される。

- PEFC 評議会定款
- PEFC 評議会テクニカル文書

3. PEFC 加盟の条件

3.1 PEFC 各国認証管理団体 (NGB)

PEFC 各国認証管理団体の候補となる各国の組織は、下記を満たさなければならない。

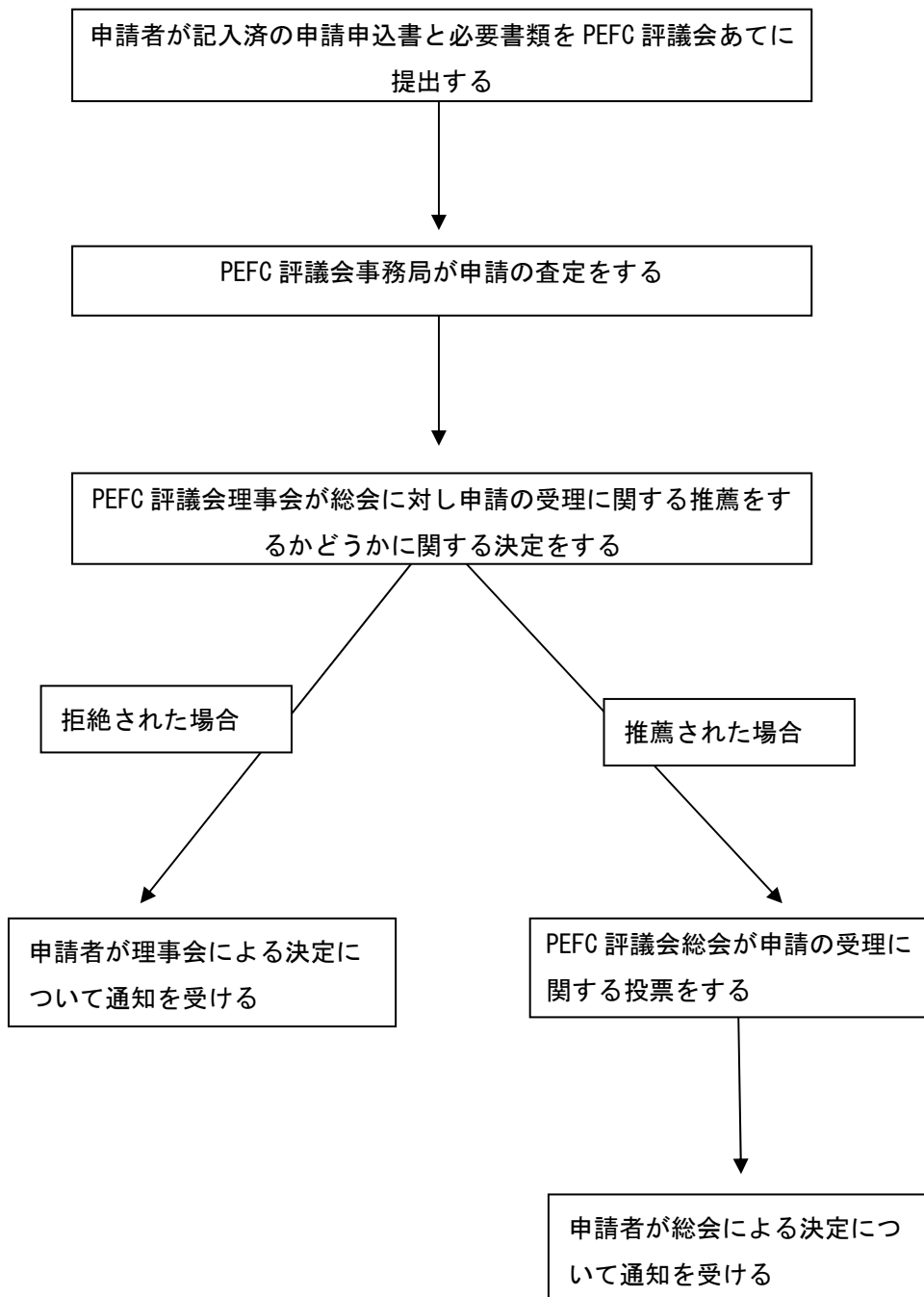
- a) 法人であること (PEFC テクニカル文書 3.2 項)
- b) その組織の定款が PEFC 評議会の定款に抵触しないこと (PEFC テクニカル文書 3.2 項)
- c) 該当国内において PEFC 認証制度を実施することをその設立目的に含むこと (PEFC 定款 3. A.1 項)
- d) PEFC 評議会の諸規則と要求事項を遵守することにコミットしていること (PEFC 定款 3.2 項)
- e) 全国レベルの森林所有者または林業者組織の支持を得ていること (PEFC 定款 3. A.1 項)
- f) 参画する利害関係者が、公正、継続的かつ適正に該当組織の意思決定に影響を与えることが出来ること (PEFC テクニカル文書 3.2 項)

3.2 PEFC 国際ステークホルダー会員

PEFC における国際ステークホルダー会員候補となる組織は、下記を満たさなければならない。

- a) ニカ国以上で法主体としての運営をする存在であり、国際組織として登録されている (PEFC 定款 3. B.2) か、または国際的な活動範囲と代表性を有していることを示す。(付属書類 2)
- b) 既存の PEFC 評議会会員 2 名による推薦があること (PEFC 定款 3. B.3 i)
- c) PEFC 評議会の諸原則を支持することにコミット(約束)していること (PEFC 定款 3. B 3 iv 項)
- d) 該当組織が、その組織にあてはまる認証やそれに関連する諸手続きに関する PEFC 評議会の要求事項に意図的な違反をしていない旨の宣言をすること (PEFC 定款 3. B 3 v 項)

4. PEFC 会員の受け入れの手順



付属書類 1

(注意書き：この和訳は参考書類です。実際の申込みには次ページの英文をご使用下さい。)

「PEFC各国認証管理団体(NGB)」会員申請書

I. 申請者の身元に関するデータ

組織名			
代表者			
住所	番地		
	市町村		
	都道府県		〒
	国		
担当者			
電話		ファックス	
電子メール		URL	

II. 申請の手続きに必要な情報と書類

組織の設立目的 (定款またはその他の正式書類の記載による)

--

組織の活動分野 (定款またはその他の正式書類の記載による)

--

組織の設立に関する情報（全国森林所有者団体または全国林業団体からの支持を示す情報を含む）

--

申請の処理に必要な書類

- 申請者が法人であることが確認できるもの
- 申請者の加盟会員リスト（当てはまる場合）
- 申請書の定款（英語、または有資格の専門家による英訳）
- 主要な森林所有者団体による支持の証拠書類（PEFC定款第3.5項A1に則ったもの）

III. 約束（コミットメント）

当組織は以下を確認する。

- 私は、PEFC評議会の諸規則と規定を読み、これを受け入れる。
- 当組織は、その設立目的の一つに自国におけるPEFC認証制度の実施を挙げ、当組織にあてはまるPEFCの諸規則と規制を遵守することを約束する。
- この申請書に含まれるデータに関しては、当組織の同意なくPEFC評議会がこれを第三者に提供することを認める。
- この申請書に含まれるデータは完結であり、真実である。

申請書の代表者による署名

--

Annex 1:

APPLICATION FOR PEFC NATIONAL GOVERNING BODY MEMBERSHIP

I. Candidate organisation's identification data

Organisation name				
Organisation's representative				
Address	No, Street			
	City		Zip	
	Country			
Designated contact person				
Telephone		Fax		
E-mail		Http		

II. Information and documents required for Application Processing

Organisation's objectives *(as stated in the organisation's statutes or other formal documentation)*

--

Organisation's areas of activities *(as stated in the organisation's statutes or other formal Documentation)*

--

--

Information on the organisation's establishment *(including information on the support of national forest owners or national forestry organisation)*

--

Documents required for the application processing

- A document confirming the organisation's official registration as a legal entity**
- A list of the organisation's members (if applicable)**
- Organisation's statutes (in English, or its English translation verified by a qualified professional translation)**
- Evidence such as a letter of support from the major forest owners organisations as per PEFC Statutes Article 3 5A**

III. Commitment

I hereby confirm that:

- I have read the PEFC Council's rules and regulations and accept them,
- the organisation has amongst its objectives the implementation of the PEFC scheme within its country and is committed to follow all PEFC Council's rules and regulations applicable to the organisations,
- the data included in this application can be provided by the PEFC Council to a third party without the organisation's consent,
- the data included in this application are complete and truthful.

Signature of applicant's representative
(given in Section 1)

--

付属書類 2

(注意書き：この和訳は参考書類です。実際の申し込みは次ページの英文をご使用下さい。)

PEFC国際ステークホルダー会員
加盟申請書

I. 申請者の身元に関するデータ

(CHF:スイスフラン)

組織名			
代表者			
住所	番地		
	市町村		
	都道府県		〒
	国		
担当者			
電話		ファックス	
電子メール		URL	
上記の申請団体は、国際本部ですか？			
はい/いいえ			

II. 申請の処理に必要な情報と書類

組織の設立目的 (定款またはその他の正式書類の記載による)

--

組織の事業内容 (定款またはその他の正式書類の記載による)

--

組織のPEFC加盟に関する価値観の陳述（PEFC加盟の動機、貢献、期待など）

--

組織の現状に関する情報（下記のカテゴリから一つ選択）

<input type="checkbox"/>	営利団体	年間売上 1,500万 CHF 以下
<input type="checkbox"/>		同 1,500万 - 1億5,000万 CHF
<input type="checkbox"/>		同 1億5,000万 - 7億5,000万 CHF
<input type="checkbox"/>		同 7億5,000万 CHF 以上
<input type="checkbox"/>	非営利団体	従業員 1-100 人
<input type="checkbox"/>		同 100-200 人
<input type="checkbox"/>		同 200 人 以上

申請の処理に必要な書類

- 昨年度の売上金額を確認できる書類（営利団体のみ）
- 従業員数を確認できる書類（非営利団体のみ）
- PEFC評議会加盟メンバー2名のサポートを確認できる書類

国際ステークホルダー会員の資格有無の確認のため

- 組織が2か国以上で法的活動の存在有している（登録本部を含む）ことを確認できる正式書類、または
- 組織の事業や任務の国際的な領域を示す正式な書類（例：定款、謄本、年次報告書、等）および、
- 組織の構造／統治が、二か国以上にわたるその構成員を国際的なレベルで反映していることを証する書類（定款等）

III. 約束（コミットメント）

私は以下を確認する、

- PEFC評議会の諸規則と規定を読み、これを受け入れる。
- PEFC評議会の諸原則を支持し、当組織にあてはまるPEFCの諸規則と規制を遵守することを約束する。
- 当組織にあてはまる認証やそれに関連する手続に関するPEFC評議会の要求事項につき、これに意図的な違反をしていない。
- この申請書に含まれるデータに関しては、当組織の同意なくPEFC評議会がこれを第三者に提供することを認める。
- この申請書に含まれるデータは完結であり、真実である。

申請書の代表者による署名

--

Annex 2:

APPLICATION FOR PEFC STAKEHOLDER FORUM MEMBERSHIP

(The application shall be submitted as a registered letter)

)

1. Candidate organisation's identification data

Organisation name				
Organisation's representative				
Address	No, Street			
	City		Zip	
	Country			
Designated contact person				
Telephone		Fax		
E-mail		Http		

II. Information and documents required for Application Processing

Organisation's objectives *(as stated in the organisation's statutes or other formal documentation)*

--

Organisation's areas of activities *(as stated in the organisation's statutes or other formal Documentation)*

--

Organisation's value proposition in joining PEFC (explain the motivation, contribution and expectation for joining PEFC Council)

Information on the Organisational Status (please mark one category)		
<input type="checkbox"/>	For-Profit	< 15 million CHF annual turnover
<input type="checkbox"/>		15 - 150 million CHF
<input type="checkbox"/>		150 - 750 million CHF
<input type="checkbox"/>		➤ 750 million CHF
<input type="checkbox"/>	Non-Profit	1 - 100 employees
<input type="checkbox"/>		100 - 200 employees
<input type="checkbox"/>		➤ 200 employees

Documents required for the application processing
<input type="checkbox"/> A document confirming the turnover for the last year (required by: For-Profit Organisations)
<input type="checkbox"/> A document confirming number of employees (required by: Non-Profit Organisations)
<input type="checkbox"/> Document(s) confirming support of the organisation's membership by two PEFC Council members
To confirm International Stakeholder eligibility
<input type="checkbox"/> A document (Official document(s) confirming that the organisation has legal operating presence in two or more countries (including the registered headquarters), or

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> Official document(s) demonstrating the international scope of the applicant's operations and mandate, (ie Statutes, registration document, annual report etc) ,and<input type="checkbox"/> Official document(s) confirming that the organisation's structure/governance reflects its mandate to represent constituents from two or more countries at international level (ie Articles of Association/Incorporation, Statutes, etc) |
|--|

III. Commitment

I hereby confirm that:

- I have read the PEFC Council rules and regulations and accept them,
- the organisation is supporting the principles of the PEFC Council and is committed to follow all PEFC Council rules and regulations applicable to the organisation,
- the organisations is not knowingly in breach of the PEFC Council requirements in respect ofto certification and associated processes, applicable to the organisation,
- the data included in this application can be provided by the PEFC Council to a third party without the organisation's consent,
- the data included in this application are complete and truthful.

**Signature of applicant's
Representative (given in Section 1)**

--

付属書類 3 : 各国認証管理団体の会費の構造

PEFC 会費は各カレンダー一年の開始時に支払われる。これは PEFC の会計年度と一致する。
PEFC 各国認証管理団体の新規加盟に当たっては、加盟の承認日より起算して会費総額の 12 分の 1 相当額をその年の終了までの残存する月毎に支払う。

PEFC の会員費は下記の二つの部分によって構成される。

パート 1 : 会員の国の年間総伐採量に基づいて決定される年会費

パート 2 : 認証を受けた組織への賦課金に基づく開発費

パート 1 : PEFC 年会費

年会費は、会員の国に関する UNESCO/FAO の正式統計による過去 3 ヶ年の丸太生産量の移動平均に基づいて計算される。これをベースに、会員が下記の表のどのカテゴリーに属するかが定められる。

会員のカテゴリー	年間丸太生産
極極小 (XXS)	0 - 1 百万立米
極小 (XS)	> 1-5 百万立米
少 (S)	> 5 百万立 - 1 千万立米
中 (M)	> 1 千万 - 3 千万立米
大 (L)	> 3 千万 - 5 千万立米
極大 (XL)	> 5 千万 - 1 億立米
極極大 (XXL)	1 億立米を超える

加盟会員ごとの年会費は PEFC 評議会の年間予算の一部として総会によって決定される。

2016 年 1 月 1 日以降に PEFC に加盟した新規の PEFC 認証管理団体で、気候変動に関する国際連合枠組条約 (UNFCCC) の付属書 1 に列挙されていない国のものは、
(http://unfccc.int/parties_and_observers/parties/non_annex_i/items/2833.php or Annex 7) は、加盟から 3 年間は 50% の会費割引を申請することができる。申請については、それぞれの支払い能力によってケースごとに考慮される。

例外的に、理事会からの推薦に基づいて総会は、会費の特別割引を承認することが出来る。理事会は、会員からの申請に基づいて年間予算の準備と併せてケースバイケースでこれを考慮する。理事会は毎年の予算を 6 月に準備するので、割引の申請は割引が必要な理由を明記した上で、各国認証管理団体の書面によって **該当予算年度の前年の 2 月 28 日**までに提出しなければならない。申請は、付属書 5 の申請用紙を用いて事務局長あてに提出されなければならない。

パート 2 : 開発費

開発費は、PEFC の承認を受けた森林認証制度、および/または、PEFC の国際 CoC 認証規格 (PEFC ST2002:2013) による認証を受けた組織に課される賦課金 (下記の表) に基づき、その認証制度/PEFC 各国認証管理団体の下で認証された森林面積と CoC 認証書の発行数によって計算される。

	PEFC 開発費 (年次)
森林管理認証	認証面積 1 ヘクタールあたり X CHF
CoC 認証	CoC 認証書 1 件あたり Y CHF

PEFC 各国認証管理団体ごとの開発費は下記の計算式を用いて計算される。

$$DF_{total} = (CA_{total} * X + (N * Y))$$

上記において、 DF_{total} とは各 PEFC 各国認証管理団体に課せられる PEFC 評議会開発費であり、 CA_{total} は PEFC の相互承認済の各国認証管理団体による認証森林の総面積、また、 N は CoC 認証書の総発行数である。

ある年の翌年に適用される PEFC 各国認証管理団体あたりの開発費の計算には、その年の 4 月 30 日において有効だった認証の総数が使用される。認証森林 1 ヘクタール、および、CoC 認証書 1 件あたりに適用されるスイスフラン金額 (X CHF と Y CHF) は PEFC 評議会予算の一部として総会によって決定される。

PEFC 各国認証管理団体会員の年会費の上限レベル

PEFC 各国認証管理団体が支払わなければならない年会費の上限は、すべての PEFC 各国認証管理団体の会費の総額の 11.5%と同額である。(PEFC 定款の投票権の通り、第 5 条 13 項)

理事会は、必要に応じて総会に対して慎重に最長 3 年までの予め決められた期間にわたり会費の上限を 11.5%未満に定めることを提案してもよい。この上限は、3 年を超えない期間にわたるスイスフランの定額または変動パーセントによる順次増加をオプションとして含むスイスフランの定額、またはパーセントによる割合で決める額、またはその組み合わせでなければならない。年次予算とは別枠で総会の承認を受けなければならない。

現行会費の割引の申請

例外措置として、理事会は各国認証管理団体からの書面による申請に基づいて、年間予算の一部として PEFC 評議会総会によってすでに決定された会費の割引を承認することができる。申請には下記情報を含めなければならない。

- a) 要求された割引のレベル
- b) 割引の理由
- c) 割引申請の年にあたる各国認証管理団体の年間予算
- d) 該当する PEFC 各国認証管理団体の 3 年間の予算

PEFC 理事会は下記を満たす場合には経費の割引または免除を承認してもよい。

- a) 提出された申請書類 (付属文書 6 参照) が完備されていること
- b) 申請の却下によって、申請者である各国認証管理団体が PEFC への加盟と PEFC 認証制度の効果的な発展および統治を継続する能力が失われる結果に繋がる状況であること。
- c) 提出された 3 カ年計画により、該当 PEFC 各国認証管理団体が今後 PEFC 評議会に対する金銭的な債務を履行することができることが十分に信頼できること

会費の減免については、PEFC 評議会の経理の一部として PEFC 評議会総会に報告される。

付属書類 4: 国際ステークホルダー会費の体系

PEFC 会費は各カレンダー一年の開始に支払われる。これは PEFC の会計年度と一致する。

PEFC 国際ステークホルダー会員の新規加盟に当たっては、加盟の承認日より起算して会費総額の 12 分の 1 相当額をその年の終了までの残存する月毎に支払う。

PEFC の会員費は下記の二つの部分からなる。

国際ステークホルダー会員の会費は下記のカテゴリ毎に決められる。

営利団体	年間売上 1,500 万 CHF 以下
	同 1,500 万 - 1 億 5,000 万 CHF
	同 1 億 5,000 万 - 7 億 5,000 万 CHF
	同 7 億 5,000 万 CHF 以上
非営利団体	従業員数 1 - 100 人
	同 100 - 200 人
	同 200 人を超える

上記カテゴリごとの会員費の金額は総会で決定する。

付属書類 5：暫定的年会費割引の申請書

PEFC 評議会理事会が十分な情報をもってこの申請の査定に当たれる様、この書式の各欄は明瞭かつ完全に記入しなければならない。

該当年の会費割引：	
会員名	
担当者名	
メールアドレス	
割引がない場合の会費 (CHF)	
年会費 (CHF)	
開発費 (CHF)	
請求割引金額 (CHF)	
上記請求を正当化する会計情報（前年の会計年度に基づく）	
総所得の内訳 (CHF)	
会費： COC 料金： ロゴ料金： 公示料金： その他所得（具体的に）：	
昨会計年度の総所得	
総経費の内訳 (CHF)	
PEFC 会費： 事務所経費： 人件費： 交通費： 広告宣伝費： 制度開発費： 査定費用： その他費用（具体的に）：	
昨会計年度の総費用：	
現在の銀行口座残高 (CHF)：	
現在の資金状況に至ったと思われる状況の概要および会費の特別割引の必要性を正当できる理由を説明してください：	

所得と費用の見積り		
	本年	来年
総所得の内訳 (CHF) PEFC 会費 : COC 料金 : ロゴ料金 : 公示料金 : その他所得 (具体的に) : 昨年度の総所得		
総費用の内訳 (CHF) PEFC 会費 : 事務所経費 : 人件費 : 交通費 : 広告宣伝費 : 制度開発費 : 評価費用 : その他費用 (具体的に) : 昨年度の総費用 :		
貴団体の資金繰りの型および該当の各国認証管理団体が近い将来に経費の総額を支払うことが可能となることを確実にするための措置と計画を、それがいつどの様に実行できるかを含めて説明をしてください。		
この申請書において提供した会計情報が、知りうる限りにおいて、上記セクション 1 に記した会員の資金に関する正しくかつ正当な見解であることを証明します。 日付 : 署名 :		

Annex 5: Temporary Subscription Fee Reduction Application Form

Every section of this form needs to be completed clearly and fully to ensure that the PEFC Council Board has sufficient information for the assessment of applications.

Subscription Fee Reduction for Year:	
Member Name:	
Contact Name:	
Email Address:	
Membership Fee without Reduction (CHF):	
Subscription Fee (CHF):	
Development Fee (CHF):	
Amount of Reduction Requested (CHF):	
<u>Financial details to justify request above based on last financial year:</u>	
Breakdown of Total Income Membership Fees (CHF):	
Chain of Custody Fees (CHF):	
Logo Fees (CHF):	
Notification Fees (CHF):	
Other income (CHF) – give details:	
Total Income for last financial year (CHF):	

<p>Breakdown of Total Expenses PEFC</p> <p>Membership Fees (CHF):</p> <p>Office expenses (CHF):</p> <p>Personnel costs (CHF):</p> <p>Travel (CHF):</p> <p>Marketing/advertising (CHF):</p> <p>Scheme Development (CHF):</p> <p>Assessment Costs (CHF):</p> <p>Other – give details (CHF):</p>	
<p>Total Expenses last financial year (CHF):</p>	
<p>Current Bank Balance (CHF):</p>	

付属書類 6 : 年会費特別割引の申請書

PEFC 評議会理事会が十分な情報をもってこの申請の審査に当たれる様、この書式の各欄は明確かつ完全に記入しなければならない。

予測不可能と思われる困難な状況が発生した場合、PEFC 理事会によって会費の割引が供与されることがある。それぞれの申請はケースバイケースで考慮される。

会員名 :		
担当者名 :		
メールアドレス :		
支払い会費金額 :		
会費 (CHF) :		
開発費 (CHF) :		
本年度にすでに実行された割引分の差し引金額 (CHF) :		
総支払会費金額 (CHF)		
本日までに支払われた金額 (CHF) :		
求める割引金額 (CHF) :		
当期の資金情報 所得	予算 (推定)	本日までの実数
会費 (CHF) :		
COC 料金 (CHF) :		
ロゴ料金 (CHF) :		
公示料金 (CHF) :		
その他の所得 (CHF) (具体的に) :		
総所得 (CHF) :		
経費		
事務所経費 (CHF) :		
人件費 (CHF) :		
交通費 (CHF) :		
広告宣伝費 (CHF) :		
制度開発費 (CHF) :		
査定費用 (CHF) :		
その他費用 (CHF) : (具体的に)		
総経費 (CHF) :		
現在の銀行口座残高 (CHF) :		

当会計年度中に発生した（予測不能であった）特殊な状況の概要と貴団体の年会費の特別軽減の必要性を説明して下さい。

見込まれる所得と費用

	翌年度	翌々年度
総所得の内訳（スイスフラン） 会費： COC 料金： ロゴ料金： 公示料金： その他所得：－具体的に 総所得：		
総経費の内訳（スイスフラン） PEFC 会費： 事務所経費： 人件費： 交通費： 宣伝広告費： 制度開発費： 評価費用： その他費用：－具体的に 総費用：		

貴団体の資金繰りの形および該当の各国認証管理団体が近い将来に経費の総額を支払うことが可能となることを確実にするための措置と計画を、それがいつどの様に実行できるかを含めて説明をしてください。

この申請書において提供した会計情報が知りうる限りにおいて、上記セクション 1 に記した会員の資金に関する正しくかつ正当な見解であることを証明します。

日付：

署名：

Annex 6: Special request for reduction in current membership fee obligation - application Form

Every section of this form needs to be completed clearly and fully to ensure that the PEFC Council Board has sufficient information for the assessment of applications.

Membership Fee reductions may be granted by the PEFC Board in severe cases where circumstances arise which could not have been foreseen		
Each application is considered on a case by case basis		
Member Name:		
Contact Name:		
Email Address:		
Membership Fee Payable		
Subscription Fee (CHF):		
Development Fee (CHF):		
Less Amount of Reduction <u>already granted</u> for current year (CHF):		
Total Membership Fee Payable (CHF):		
Amount paid to date (CHF):		
AMOUNT of REDUCTION REQUESTED (CHF):		
Financial details of current year	Budget (expected)	Actual to date
INCOME		
Membership Fees (CHF):		
Chain of Custody Fees (CHF):		
Logo Fees (CHF):		
Notification Fees (CHF):		

Other income (CHF) – give details:		
Total Income (CHF):		
EXPENSES		
Office expenses (CHF):		
Personnel costs (CHF):		
Travel (CHF):		
Marketing/advertising (CHF):		
Scheme Development (CHF):		
Assessment Costs (CHF):		
Other (CHF) – give details:		
Total Expenses (CHF):		
Current Bank Balance (CHF):		
<p>Please give brief outline of the special circumstances which have arisen in the current financial year (which could not have been foreseen) and that justify the need for a special relief in your membership fee:</p>		
<u>Projected Income and Expenditure</u>		
	Next year	Following year
Breakdown of Total Income Membership Fees (CHF): Chain of Custody Fees (CHF): Logo Fees (CHF): Notification Fees (CHF): Other income (CHF) – give details:		

<p>Total Income (CHF):</p>		
<p>Breakdown of Total Expenses PEFC</p> <p>Membership Fees (CHF):</p> <p>Office expenses (CHF):</p> <p>Personnel costs (CHF):</p> <p>Travel (CHF):</p> <p>Marketing/advertising (CHF):</p> <p>Scheme Development (CHF):</p> <p>Assessment Costs (CHF):</p> <p>Other (CHF) – give details:</p> <p>Total Expenses (CHF):</p>		
<p>Details of your funding model and plans to ensure that the National Governing Body is able to pay its full Membership Fee in the near future including how and when this is planned to happen:</p>		

I hereby certify that the financial information that I have provided in this application is to the best of my knowledge a true and fair view of the finances of the Member indicated in section 1 above.

Date:

Signed:

付属書類 7 気候変動に関する国際連合枠組条約（UNFCCC）の付属書 1 に列挙されていない国のリスト

Afghanistan	Guinea-Bissau	Saint Kitts &
Albania	Guyana	Nevis
Algeria	Haiti	Saint Lucia
Andorra	Honduras	Saint Vincent
Angola	India	and the
Antigua & Barbuda	Indonesia	Grenadines
Argentina	Iran	Samoa
Armenia	Iraq	San Marino
Azerbaijan	Israel	Sao Tome &
Bahamas	Jamaica	Principe
Bahrain	Jordan	Saudi Arabia
Bangladesh	Kazakhstan	Senegal
Barbados	Kenya	Serbia
Belize	Kiribati	Seychelles
Benin	Kuwait	Sierra Leone
Bhutan	Kyrgyzstan	Singapore
Bolivia	Lao People's Democratic	Solomon
Bosnia and Herzegovina	Republic	Islands
Botswana	Lebanon	Somalia
Brazil	Lesotho	South Africa
Brunei Darussalam	Liberia	South Sudan
Burkina Faso	Libya	Sri Lanka
Burundi	Madagascar	Sudan
Cambodia	Malawi	Suriname
Cabo Verde	Malaysia	Swaziland
Cameroon	Maldives	Syrian Arab
Central African Republic	Mali	Republic
Chad	Marshall Islands	Tajikistan
Chile	Mauritania	Thailand
China	Mauritius	The former

Colombia	Mexico	Yugoslav
Comoros	Micronesia (Federated	Republic of
Congo	States of)	Macedonia
Cook Islands	Mongolia	Timor-Leste
Costa Rica	Montenegro	Togo
Cuba	Morocco	Tonga
Côte d'Ivoire	Mozambique	Trinidad and
Democratic People's	Myanmar	Tobago
Republic of Korea Democratic	Namibia	Tunisia
Republic of the Congo	Nauru	Turkmenistan
Djibouti	Nepal	Tuvalu
Dominica	Nicaragua	Uganda
Dominican Republic	Niger	United Arab
Ecuador	Nigeria	Emirates
Egypt	Niue	United
El Salvador	Oman	Republic of
Equatorial Guinea	Pakistan	Tanzania
Eritrea	Palau	Uruguay
Ethiopia	Palestine	Uzbekistan
Fiji	Panama	Vanuatu
Gabon	Papua New Guinea	Venezuela
Gambia	Paraguay	Viet Nam
Georgia	Peru	Yemen
Ghana	Philippines	Zambia
Grenada	Qatar	Zimbabwe
Guatemala	Republic of Korea	
Guinea	Rep. of Moldova	
	Rwanda	